二　その期限後特例申告書の提出若しくは第一項第二号の修正申告（その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る関税についての調査通知がある前に行われたものを除く。）又は更正決定に係る関税に係る貨物の輸入の日（特例申告貨物については、その輸入の許可の日）の属する年の前年及び前々年に輸入された貨物（特例申告の場合にあつては、輸入が許可された貨物）に係る関税について、無申告加算税（第六項の規定の適用があるものを除く。）若しくは次条第二項の重加算税（以下この号及び同条第四項第二号において「特定無申告加算税等」という。）を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき。

第十二条の四第二項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第一項又は第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、第一項又は第二項の重加算税の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により計算した金額に、第一項又は第二項に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　第一項又は第二項に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、関税について、無申告加算税等を課されたことがあるとき。

二　その期限後特例申告書の提出若しくは前条第一項第二号の修正申告又は更正決定に係る関税に係る貨物の輸入の日（特例申告貨物については、その輸入の許可の日）の属する年の前年及び前々年に輸入された貨物（特例申告の場合にあつては、輸入が許可された貨物）に係る関税について、特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき。

第十四条第三項中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第五項第二号中「第百八条の二及び第百八条の三」を「第百八条の二第一項及び第百八条の三第一項」に改める。

第九十五条第一項中「この項及び第三項」を「この条」に改め、同条第二項中「その旨」を「当該税関事務管理人の住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）及び氏名又は名称その他の必要な事項」に改め、同条第四項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3　第一項の場合において、同項の申告者等が前項の規定による税関事務管理人の届出をしなかつたときは、同項の税関関係手続に係る税関長は、当該申告者等に対し、税関関係手続等のうち税関事務管理人に処理させる必要があると認められるものとして財務省令で定めるもの（次項から第六項までにおいて「特定事項」という。）を明示して、六十日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日（第五項において「指定日」という。）までに、前項の規定による税関事務管理人の届出をすべきことを書面で求めることができる。

4　第一項の場合において、同項の申告者等が第二項の規定による税関事務管理人の届出をしなかつたときは、同項の税関関係手続に係る税関長は、本邦に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有する者で特定事項の処理につき便宜を有するもの（次項において「国内便宜者」という。）に対し、当該申告者等の税関事務管理人となることを書面で求めることができる。

5　第三項の税関長は、同項の申告者等（以下この項及び第七項において「特定申告者等」という。）が指定日までに第二項の規定による税関事務管理人の届出をしなかつたときは、前項の規定により税関事務管理人（次項及び第七項において「特定税関事務管理人」という。）として指定することができる。

一　当該特定申告者等に係る関税の税額等の計算の基礎となるべき事実又は当該特定申告者等に係る税関関係手続等若しくは貨物について当該特定申告者等との間の契約により密接な関係を有する者

二　インターネットその他の高度情報通信ネットワークを使用して行われる取引その他の取引を当該特定申告者等が継続的に又は反復して行う場を提供する事業者

三　当該特定申告者等との間にいずれか一方の者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の五十パーセント以上の社外株式を直接又は間接に所有し、管理し、又は所持する関係その他の政令で定める特殊の関係のある者

6　前項の税関長は、同項の規定により特定税関事務管理人を指定した場合において、当該特定税関事務管理人に特定事項を処理させる必要がなくなつたときは、同項の規定による特定税関事務管理人の指定を解除するものとする。

7　前二項の税関長は、第五項の規定により特定税関事務管理人を指定したとき、又は前項の規定により特定税関事務管理人の指定を解除したときは、特定税関事務管理人又は特定税関事務管理人であつた者及び特定申告者等に対し、書面によりその旨を通知する。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第四条中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第八項、第七条の四第一項並びに第七条の六第一項及び第五項中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

第八条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

別表第一第一八〇六・一〇号中「二三・一％」を「二一・七％」に改め、同表第一八〇六・二〇号中「二三％」を「二一・九％」に改める。

別表第一第一九〇一・九〇号中「二四・四％」を「二三・四％」に改める。

別表第一第二一〇一・一一号中「一二・一％」を「九・七％」に改める。

別表第一第二一〇六・一〇号中「一一・五％」を「九・六％」に改め、同表第二一〇六・九〇号中「二四・四％」を「二三・四％」に改める。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「令和五年三月三一日」を「令和六年三月三一日」に改める。

別表第二第〇四一〇・九〇号中

四・五％	二　プロポリス原塊
	三　その他のもの

を

四・	
無税	
五％	

に改める。

別表第三の一四の項中「第四四一八・八九号まで」の下に「、第四四一八・九一号の一」を加え、「第四四一八・九一号の二」を「第四四一八・九一号の二の㈡」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中関税法第九十五条の改正規定並びに次条第二項及び附則第五条の規定　令和五年十月一日

二　第二条中関税法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定及び同法第十四条の改正規定並びに次条第一項の規定　令和六年一月一日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の関税法（以下この条において「新関税法」という。）第十二条の三及び第十二条の四第四項の規定は、令和六年一月一日以後に関税法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した関税については、なお従前の例による。この場合において、同日前に当該法定納期限が到来した関税に係る第二条の規定による改正前の関税法（以下この項において「旧関税法」という。）第十二条の三の規定による無申告加算税（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧関税法第十二条の四第二項の規定による重加算税は、新関税法第十二条の三第四項第二号に規定する特定無申告加算税等とみなす。